

「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者の取り扱いについて

厚生労働省保険局保険課長通知(R5. 9. 29)により、『一時的な収入の増加がある場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な認定を可能とする。』ことが示され、その後、具体的な内容が示されました(R5. 10. 20)ので、当健保の取り扱いについてお知らせいたします。

対象者

パート・アルバイト等、事業主と雇用関係のある人（学生含む）

※フリーランスや自営業者など特定の事業主との雇用関係にない場合は対象外です。

※雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方は、今回の措置の対象外です。

適用期間

令和5年10月20日より当面の間

※本施策は令和5年10月20日通知のため、令和5年10月20日以前の被扶養者認定および被扶養者に係る確認については遡及しない（厚労省通知）

※同一の者について連続2回（連続する2年間の各年における収入確認時に証明を用いることができる）

当健保の取り扱い（確認方法・時期）

以下のとおりとし、「一時的な収入変動」に該当するか当健保が判断を行います。

決して無条件で年間収入の条件が緩和されたわけではないことに、ご注意ください。

（1）新たに扶養申請をされる方

人手不足等による労働時間延長に伴う一時的な収入変動により年間収入130万円（60歳以上または障害者の方は180万円未満）を超える見込み、または超えた収入がある場合は、被保険者が以下の書類を管轄の総務部（管理部）にご提出ください。（特退および任継の方は、直接健保組合にご提出ください。）

①被扶養者異動届および認定に必要な書類（「扶養申請書類チェックシート」による）

②「[事業主の証明](#)」（原本）

③雇用契約書／労働条件通知書等（写）

※状況に応じて追加書類を求める可能性がございます。予めご了承ください。

（2）令和6年度・7年度の被扶養者状況調査（検認）の対象となった方

令和5年分の収入について、今すぐご対応いただくことはありません。

当健保より年に一回行っている「扶養状況調査（検認）」時に以下の手順で確認する予定です。

※詳細は対象者へ直接お知らせします（令和6年8月頃）。現時点でのお問い合わせはお控え下さい。

①当健保より年に一回行っている「扶養状況調査（検認）」時に、前年の収入超過として当健保から扶養削除依頼をご連絡します。

②人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入超過である場合は、勤務先である事業主が発行した「[事業主の証明](#)」を提出いただきます。また、雇用契約書／労働条件通知書等により、「一時的な収入変動」に該当するか当健保が判断を行います。

***「当健保の取り扱い」についてのお問い合わせ**

シャープ健康保険組合 保険証・給付金担当 kenpo-kennin@list.sharp.co.jp

※お問い合わせの際は、内容をすべてご確認のうえ、

被保険者よりご連絡いただきますようお願いいたします

「事業主の証明による被扶養者認定」について

健康保険の被扶養者の認定では、年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の方は180万円未満）であること等が要件であり、認定基準に変更はありません。今回の特例措置により、**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入超過である場合は**、通常提出する書類と併せて、「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」を提出することにより、**当健保にて「一時的な収入変動」と認められた場合は**、被扶養者としての新規及び継続加入が可能となります。

なお、扶養認定にあたっては全ての提出書類を総合的に判断致しますので、上記証明書の提出をもって必ず認定される／扶養が継続されるわけではありません。

「一時的な収入変動」について

主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、具体的には

- ・他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

一方で、契約変更で基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

【注意事項】

- 「事業主の証明書」を提出すれば必ず認定される／扶養が継続されるというものではありません。
- 「一時的な収入変動」かどうかの判断は、事業主の証明の提出を受け、雇用契約書等も踏まえつつ、当健保で行います。
- 雇用契約内容や、その他の[扶養認定基準（健保 HP「健康保険に加入する人」）](#)に該当しない場合は扶養削除となります。
- 今回の措置はあくまで人手不足による労働時間延長等による一時的な収入増についての対応であり、被扶養者の認定基準に変更はありません。
- 提出された「事業主の証明」の内容について、健康保険組合より事業主に直接確認することがございますので、ご了承ください。
- 本件は、健康保険における扶養の認定条件に関する措置であり、税制上の扶養とは無関係です。

【関連リンク】 [年収の壁・支援強化パッケージ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

※リンク先に関するお問い合わせ先

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省（代表電話）03(5253)1111

（全体について）年金局 年金課（内線 3337、3335）

（社会保険適用促進手当・130万円の壁への対応について）保険局 保険課（内線 3247、3240）

以上